大規模災害時等の通信途絶における特定行為等のプロトコール

1 対象とする状況

大規模自然災害、局地的な災害における停電時や、山間部、トンネルなどの環境的な要因により通信途絶となり、医師の具体的な指示が得られない状況において、傷病者の切迫性から、救急救命士が医師の具体的な指示なしに特定行為等(自動体外式除細動器による除細動、自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与を含む)をやむを得ず実施する場合。

2 事前の指示要請

通信途絶となる地域に進入すると思われる場合は、医師に対して傷病者情報と通信途絶となる旨を伝えて、事前の特定行為等の指示要請を行い、特定行為等の指示を受けることが望ましい。

3 記録事項

救急救命士法第46条第1項に基づき、救急救命処置録へ特定行為等の実施内容、傷病者の状況等に関する詳細な記録を残すとともに、以下の事項について記録する。

- (1) 通信途絶の状況
- (2) 通信手段の確保に関して識じた措置内容
- (3) 代替手段がなかったこと及びないと判断した根拠や理由
- (4) 傷病者の切迫性

4 通信回復時の報告

通信が回復した時点で速やかに医師と連絡をとり、特定行為等の実施内容、 傷病者の状況について報告し、必要な指示、助言を受ける。

5 事後検証

記録事項に記載された内容に基づき、通信途絶の状況等の環境的要因も考慮 した上で、メディカルコントロール体制の中で事後検証を受ける。

6 プロトコールの検証及び改正について

このプロトコールは、岡山県教急搬送体制連絡協議会メディカルコントロールワーキンググループにおいて、適宜検証を行い、必要があれば改正するものとする。